# ○原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則

制定　平成三年三月二十一日経済産業省告示第百七十九号

（全部改正　平成十九年三月三十一日経済産業省告示第百七号）

一部改正　平成二十二年二月二十八日経済産業省告示第百八号

一部改正　平成二十二年十三月十八日経済産業省告示第百六号

一部改正　平成二十二年十二月十八日経済産業省告示第百四十号

一部改正　平成二十二年五月二十四日経済産業省告示第百五十三号

一部改正　平成二十二年二月二十五日経済産業省告示第百二十号

一部改正　平成二十九年九月九日経済産業省告示第百九十号

一部改正　平成三十年四月二十四日経済産業省告示第百六十号

一部改正　平成三十年十二月十一日経済産業省告示第百六十号

一部改正　平成三十年十一月十九日経済産業省告示第百六十号

一部改正　平成三十年十一月十九日経済産業省告示第百六十号

一部改正　平成三十年十一月十九

第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　原子力発電施設等　発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号。以下「整備法」という。）第二条に規定する発電用施設のうち、原子力発電施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が設置するものを除く。）又は発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第三条第一号に掲げる再処理施設（機構が設置するものを除く。）、同条第八号に掲げる加工施設、同条第十号に掲げる実用ウラン濃縮施設、同条第十一号に掲げる貯蔵施設、同条第十二号に掲げる廃棄施設若しくは同条第十三号に掲げる最終処分施設

二　事業地域　原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている市町村の区域若しくはこれらの市町村に隣接する市町村（整備法第四条第七項の規定による同意を受けた同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあっては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を、整備法第十条第三項の規定による同意を受けた利便性向上等事業計画が同条第四項において準用する第四条第一項後段の規定により作成された場合にあっては同項後段に規定する市町村に該当する市町村をそれぞれ含む。）の区域（当該原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県の区域内の市町村の区域に限る。）又は原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県の区域内の市町村の区域のうち原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため次条に規定する措置の対象とすることが特に必要と認められる市町村の区域

（交付の対象）

第三条　経済産業大臣は、原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、又は行われることが予定されている都道府県又は市町村（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するためこの項に規定する措置の対象とすることが特に必要と認めるものに限る。以下「対象都道府県等」という。）に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、対象都道府県等の事業地域に係る次の各号に掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものとする。

一　原子力発電施設等理解促進等措置（原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及等に係る措置をいう。以下同じ。）

二　原子力発電施設温排水有効利用措置（原子力発電施設から排出される温水の有効な利用方法の実施に関する調査に係る措置をいう。以下同じ。）

三　原子力発電施設温排水有効利用実証調査等措置（原子力発電施設から排出される温水の有効な利用に関する実証調査、研修、広報、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置をいう。以下同じ。）

四　原子力発電施設温排水影響事業支援措置（原子力発電施設の設置が見込まれる地点の周辺地域において行われる種苗生産、飼料供給、研修、試験研究その他の温排水の影響を受ける事業に係る支援措置をいう。以下同じ。）

五　原子力発電施設温排水等有効利用施設整備等措置（原子力発電施設から排出される温水若しくは蒸気の有効な利用を行うための施設の整備及び運営に係る措置（当該措置のために行う温水若しくは蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施及び計画の策定に係る措置

を含む。）をいう。以下同じ。）

六　公共用施設に係る整備、維持補修及び維持運営措置

七　企業導入・産業活性化措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業、地域の産業関連技術の振興のための事業、事業地域に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業その他これらに準ずる措置をいう。以下同じ。）

八　福祉対策措置（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営その他の住民の福祉の向上を図るための措置をいう。以下同じ。）

九　地域活性化措置（地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域における福祉サービスを提供する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、地域住民の生活利便性向上に資する事業並びに地域の人材育成に資する措置（前二号に掲げる措置に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）

2　事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

一　事業費

(1)　工事費

(2)　用地費及び補償費

(3)　調査設計費

(4)　設備費

(5)　調査費、広報費及び研修費

(6)　維持運営費

(7)　事業運営費

(8)　附帯雑費

(9)　一般事務費

二　補助金

(1)　補助金

(2)　一般事務費

三　出資金

(1)　出資金

(2)　一般事務費

四　貸付金

(1)　貸付金

(2)　一般事務費

五　基金造成費（三号に掲げるものを除く。）
(1)　事業運営基金
(2)　施設整備基金
(3)　維持補修基金
(4)　維持運営基金
(5)　一般事務費

3　第一項の交付金は、対象都道府県等が作成する地域振興計画（事業地域の地域振興に寄与するための事業に関する計画であって、原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要があるものとして、経済産業大臣が認めるものをいう。以下「地域振興計画」という。）に基づき、交付するものとする。

（交付金の交付限度額）

第四条　一の地域振興計画に係る交付金の交付限度額は、二十五億円とする。この場合において、一の会計年度における交付金の額は、十二億五千万円を限度とする。

（交付期間）

第五条　一の地域振興計画に係る交付金は、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から当該年度の五年後の会計年度までの期間に行われる第三条第一項各号に掲げる措置に係る費用について交付するものとする。

（交付限度額及び交付期間の特例）

第六条　経済産業大臣は、原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前二条の規定にかかわらず、別に経済産業大臣が定める金額及び期間を交付金の交付限度額及び交付期間とすることができる。

（交付金の交付申請）

第七条　交付金の交付の申請をしようとする都道府県又は市町村（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間（ただし、本条の規定に基づき行われる最初の交付の申請については、この限りでない。）に、様式第一による申請書に様式第二による交付金事業計画書及び第三条第三項の規定により作成した地域振興計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　申請者は、前項の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付

金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第八条　経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2　前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3　経済産業大臣は、前条第二項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第十三条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4　経済産業大臣は、第一項の規定により交付金の交付の決定を通知したときは、当該通知を受けた申請者から前条第一項の規定により提出された地域振興計画の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

（交付の条件）

第九条　経済産業大臣は、第八条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

一　第三条第一項各号に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、主務大臣の承認を受けるべきこと。

二　第八条第一項の通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）を行うため契約を締結する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条によるべきこと。

三　交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

四　交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

五　交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに経済産業大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

（申請の取下げ）

第十条　第八条第一項の通知を受けた者（以下「交付金事業者」という。）であって、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれ

に付された条件に不服がある者は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2　前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第八条第一項の通知があった日から十五日以内に、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第十一条　交付金事業者は、経済産業大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第四による交付金事業実施状況報告書を経済産業大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第十二条　交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは同号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月三十日）までに、様式第五による実績報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2　交付金事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3　交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第六による評価報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4　交付金事業者は、前項の規定により経済産業大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

5　経済産業大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

（交付金の額の確定）

第十三条　経済産業大臣は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第八条第一項の交付金の交付の決定の内容及び第九条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

３　前項の期限は、同項の規定による命令の通知の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

４　交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、適正化法第十九条第二項で定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

５　経済産業大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、第三条第一項各号に掲げる措置ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一　交付金事業の名称

二　交付金事業の実施場所

三　交付金事業の概要

四　交付金事業に要した費用及び交付金の額

（交付金の支払）

第十四条　交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、経済産業大臣が必要と認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

２　交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第七による交付金支払請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（交付金事業による収益の一部の納付）

第十五条　交付金事業者は、第三条第一項後段に規定する事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業（交付金事業者が委託した事業も含む）については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第十六条　交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第八により速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3　第十三条第四項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

（交付の決定の取消し）

第十七条　経済産業大臣は、第九条第四号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一　交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく経済産業大臣の処分に違反した場合

二　交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

（財産処分の制限）

第十八条　交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2　交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第九による申請書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（交付金事業の経理）

第十九条　交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

（交付金調書）

第二十条　交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十による交付金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第二十一条　申請者又は交付金事業者は、第七条第一項の規定に基づく交付の申請、第九条第一号、第三号若しくは第四号の規定により付された条件に基づく申請、同条第五号の規定により付された条件に基づく報告、第十条第二項の規定に基づく申請の取下げ、第十一条の規定に基づく状況の報告、第十二条第一項の規定に基づく実績の報告、同条第三項の規定に基づく評価の報告、第十四条第二項の規定に基づく支払の請求、第十五条第一項の規定に基づく交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告、第十六条第一項の規定に基づく消費税等仕入控除額

の確定に伴う報告又は第十八条第二項の規定に基づく財産処分の承認の申請を電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第二十六条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第二十二条　経済産業大臣は、第八条第一項の規定に基づく通知、第九条第一号、第三号若しくは第四号の規定に基づく承認、同条第五号の規定に基づく指示、第十三条第一項の規定に基づく通知、同条第二項の規定に基づく返還命令、同条第四項の規定（第十六条第三項において準用する場合を含む。）に基づく納付命令、第十五条第二項の規定に基づく納付命令、第十六条第二項の規定に基づく返還命令、第十七条の規定に基づく取消し若しくは変更又は第十八条第二項の規定に基づく承認を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附　則（通商産業省告示百六十四号）

この規則は、公布の日から施行し、平成十一年十一月十日から適用する。

附　則（通商産業省告示第五百二十二号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の原子力発電施設等立地地域産業振興特別交付金交付規則第一条及び第三条の規定は、平成十二年五月三十一日から適用する。

附　則（経済産業省告示第百八十五号）

この規則は、公布の日から施行し、平成十五年度予算より適用する。

附　則（経済産業省告示第百四十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（経済産業省告示第二百五十号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附　則（経済産業省告示第三百二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（経済産業省告示第百七号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（経済産業省告示第七十号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十年度予算から適用する。

附　則（経済産業省告示第二百八十六号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の規定は、平成二十一年度予算から適用する。

附　則（経済産業省告示第二百号）

この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附　則（経済産業省告示第七十号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（経済産業省告示第八十一号）

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附　則（経済産業省告示第六十九号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則（経済産業省告示第六十号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（経済産業省告示第百九十一号）

この規則は、平成三十年九月二十八日から施行する。

附　則（経済産業省告示第四十六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（経済産業省告示第六十八号）

（施行期日）

1　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第１（第７条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金交付申請書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第７条第１項の規定により、上記交付金の交付につき、別紙のとおり申請します。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別　紙

原子力発電施設等立地地域特別交付金交付事業

１．交付金事業の内容
２．交付金事業の事業主体
３．交付金事業に要する経費（明細は別表のとおり）
４．交付対象経費
５．交付を受けようとする額
６．交付金事業の着手及び完了予定日

（備考）（１）仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」
（２）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別表

Ⅰ．総括表

（単位：円）

| 収入 | | 支出 | |
|---|---|---|---|
| イ　自己資金 | | 交付金事業に要する経費<br>（うち交付対象経費） | |
| ロ　起債又は借入金 | | | |
| ハ　その他 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ニ　交付金 | | | |
| 合　　計 | | 合　　計 | |

（備考）　基金処分額、給付金、その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ　その他」に記載すること。

Ⅱ．個表

１～ｎ．事業名（措置名）

（単位：円）

| 収　　入 | | 支　　出 | |
|---|---|---|---|
| イ　自己資金 | | イ　事業費<br>（１）工事費<br>（２）用地費及び補償費<br>（３）調査設計費<br>（４）設備費<br>（５）調査費、広報費及び研修費<br>（６）維持運営費<br>（７）事業運営費<br>（８）附帯雑費<br>（９）一般事務費 | |
| ロ　起債又は借入金 | | ロ　補助金<br>（１）補助金<br>（２）一般事務費 | |
| ハ　その他 | | ハ　出資金<br>（１）出資金<br>（２）一般事務費 | |
| ニ　交付金 | | ニ　貸付金<br>（１）貸付金<br>（２）一般事務費 | |
| | | ホ　基金造成費 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | （１）事業運営基金<br>（２）施設整備基金<br>（３）維持補修基金<br>（４）一般事務費 | |
| 合　　計 | | 合　　計 | |

（備考）（１）個別事業ごとに作成すること。
（２）基金処分額、給付金、その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ　その他」に記載すること。
（３）該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

Ⅲ　支出内訳等

１．事業名（措置名）

イ　事業費

（１）工事費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

（２）用地費及び補償費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

（３）調査設計費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

（４）設備費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

（５）調査費、広報費及び研修費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

（６）維持運営費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

（７）事業運営費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

（８）附帯雑費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

（９）一般事務費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

ロ　補助金

（１）補助対象先名

（２）補助対象事業費の内訳

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | |
| その他 | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | |

（備考）イの費目に準じて記入のこと。

（３）一般事務費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

ハ　出資金

（１）出資対象先名

（２）出資対象事業費の内訳

（単位：円）

| 種　　別 | | 金　　額 | 交付金充当額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

（備考）出資対象先の概要（定款・組織・事業内容等）が確認できる資料を添付すること。

（３）一般事務費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

ニ　貸付金

（１）貸付対象先名

（２）貸付対象事業費の内訳

（単位：円）

| 種　　別 | | 金　　額 | 交付金充当額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

（備考）イの費目に準じて記入のこと。

（３）一般事務費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

ホ　基金造成費

（１）事業運営基金

（単位：円）

| 種　　別 | | 金　　額 | 交付金充当額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

（２）施設整備基金

（単位：円）

| 種　　別 | | 金　　額 | 交付金充当額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

（３）維持補修基金

（単位：円）

| 種　　別 | | 金　　額 | 交付金充当額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

（４）維持運営基金

（単位：円）

| 種　　別 | | 金　　額 | 交付金充当額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

（５）一般事務費

（単位：円）

| 種　　別 | | 仕　様 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | |

様式第２（第７条関係）

原子力発電施設等立地地域特別交付金事業計画書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（都道府県の名称及びその長の氏名）

交付金事業計画

事業名（措置名）
（事業費　補助金　出資金　貸付金　基金造成費）

（単位：円）

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 | 実施場所 | 開始・完了予定年月日 | 事業費等 | 交付金 | 間接交付金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設の整備にあっては、施設ごと記載すること。 | | | | | | | | |

（備考）（１）交付金事業の事業ごとに作成すること。
（２）交付金事業が補助金の交付、出資金の出資又は貸付金の貸付けである場合にあっては、当該補助、出資又は貸付対象事業の概要を、基金造成である場合にあっては、当該基金による事業の概要を記入すること。
（３）備考欄については、発電用施設等の名称等を記入すること。
（４）該当すべき事項がないときは、記載を省略することができる。

添付資料
①　交付金事業の実施場所の付近見取図
②　施設等の配置図、平面図等
③　事業費等の積算の根拠
④　施設等の運営計画が確認できるもの
⑤　事業を行うことが必要な理由、現状と問題点、期待される効果が確認できるもの
⑥　基金造成にあっては、全体計画が確認できるもの
⑦　その他、交付金事業の内容等を確認するために必要な資料（補助金交付要綱、基金条例等）

（注）（１）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。
（２）⑤については、
イ　様式第６を用いて作成すること。

ロ　同一又は類似の事業を過年度に実施している場合は、当該事業に係る直近の事業評価報告書の写しを添付すること。

様式第３（第１０条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金交付申請取下届出書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域特別交付金の交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第１０条第２項の規定により届け出ます。

記

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第４（第１１条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金事業実施状況報告書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域特別交付金に関し、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第１１条の規定により下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

| 措置名 | 個別事業名 | 交付決定時の事業費（うち交付金充当予定額）① | 支払済額（うち交付金額）② | 支払見込額（うち交付金額）①－② | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

（注）（１）摘要の欄には、実施した具体的事業内容や工事進捗率等を記載すること。
（２）二つ以上の事業がある場合は、必要に応じ欄を設けること。
（３）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第５（第１２条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金事業実績報告書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年　月　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域特別交付金にかかる交付金事業｛は　　年　　月　　日をもって完了（終了、廃止）しましたので／の　　年度における実績について｝原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第１２条第１項の規定により下記のとおり報告します。

記

Ⅰ　交付金事業の実施状況
１．交付金事業の名称及びその内容
２．交付金事業の着手及び完了月日
３．交付金事業収支状況（明細は別紙のとおり）
４．添付書類
①　補助規則、基金条例等の事業の概要が確認できる資料（申請書に添付している場合は除く。）
②　その他、交付金事業の内容等を確認するために必要な資料
（備考）　仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

別　紙
Ⅰ　総括表

（単位：円）

| 収入 | | 支出 | |
|---|---|---|---|
| イ　自己資金 | | 交付金事業に要する経費 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ロ　起債又は借入金<br>ハ　その他<br>ニ　交付金 | | （うち交付対象経費） | |
| 合　　計 | | 合　　計 | |

（備考）　基金処分額、給付金、その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ　その他」に記載すること。

Ⅱ　個表

１～ｎ．事業名（措置名）

（単位：円）

| 費　　目 | | 予算額<br>① | 本年度実績<br>② | 増減額<br>①－② | 交付金 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 交付決定額<br>③ | 支出額 | |
| | | | | | | 実績<br>④ | 増減額<br>③－④ |
| 支 | イ　事業費<br>（１）工事費<br>（２）用地費及び補償費<br>（３）調査設計費<br>（４）設備費<br>（５）調査費、広報費及び研修費<br>（６）維持運営費<br>（７）事業運営費<br>（８）附帯雑費<br>（９）一般事務費<br>ロ　補助金<br>（１）補助金 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出 | （２）一般事務費<br>ハ　出資金<br>（１）出資金<br>（２）一般事務費<br>ニ　貸付金<br>（１）貸付金<br>（２）一般事務費<br>ホ　基金造成費<br>（１）事業運営基金<br>（２）施設整備基金<br>（３）維持補修基金<br>（４）維持運営基金<br>（５）一般事務費 | | | | | | |
| | 小　　計 | | | | | | |
| | そ　の　他 | | | | | | |
| | 合　　計 | | | | | | |
| 収入 | イ　自己資金<br>ロ　起債又は借入金<br>ハ　その他 | | | | | | |
| | 小　　計 | | | | | | |
| | ニ　交付金 | | | | | | |
| | 合　　計 | | | | | | |

（備考）（１）　個別事業ごとに作成すること。
（２）　基金処分額、給付金、その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ　その他」に記載すること。
（３）　該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

Ⅲ　経費別内訳書

１．事業名（措置名）

イ　事業費

（１）工事費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払済額 | 支払義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

（２）用地費及び補償費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払済額 | 支払義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

（３）調査設計費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払済額 | 支払義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

（４）設備費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払済額 | 支払義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

（５）調査費、広報費及び研修費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払済額 | 支払義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

（６）事業運営費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払済額 | 支払義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

（７）附帯雑費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払済額 | 支払義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

（８）一般事務費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払 | 支払 | 計 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 済額 | 義務額 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

ロ　補助金

（１）補助金

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契　約<br>年月日 | 金　　額 | | | | 完　了<br>年月日 | 支　払<br>年月日 | 交付金<br>充当額 | 備<br>考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決　算　額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払<br>済額 | 支　払<br>義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

（備考）　補助対象事業についてイの費目に準じて記入のこと。

（２）一般事務費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契　約<br>年月日 | 金　　額 | | | | 完　了<br>年月日 | 支　払<br>年月日 | 交付金<br>充当額 | 備<br>考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決　算　額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払<br>済額 | 支　払<br>義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

ハ　出資金

（１）出資金

（単位：円）

| 種　　別 | 予　算　額 | 決　算　額 | 出資年月日 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 出資金額<br>交付金充当額 | | | | |

（備考）　出資対象先の概要（定款・組織・事業内容等）が確認できる資料を添付すること。（ただし、交付申請時に添付している場合は省略できる。）

（２）一般事務費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払済額 | 支払義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

ニ　貸付金

（１）貸付金

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払済額 | 支払義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

（備考）　貸付対象事業についてイの費目に準じて記入のこと。

（２）一般事務費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契約年月日 | 金額 | | | | 完了年月日 | 支払年月日 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決算額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払済額 | 支払義務額 | 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

ホ　基金造成費

（１）事業運営基金

（単位：円）

| 種別 | | 予算額 | 決算額 | 交付金充当額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| その他 | | | | | |
| 計 | | | | | |

（備考）　基金ごとに記入すること。

（２）施設整備基金

（単位：円）

| 種　　別 | | 予　算　額 | 決　算　額 | 交付金充当額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 計 | | | | | |

（備考）　基金ごとに記入すること。

（３）維持補修基金

（単位：円）

| 種　　別 | | 予　算　額 | 決　算　額 | 交付金充当額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 計 | | | | | |

（備考）　基金ごとに記入すること。

（４）維持運営基金

（単位：円）

| 種　　別 | | 予　算　額 | 決　算　額 | 交付金充当額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付対象経費 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 計 | | | | | |

（備考）　基金ごとに記入すること。

（５）一般事務費

（単位：円）

| 種別 | 仕様 | 数量 | 単価 | 契約者 | 契　約<br>年月日 | 金　　額 | | | | 完　了<br>年月日 | 支　払<br>年月日 | 交付金<br>充当額 | 備<br>考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 予算額 | 決　算　額 | | | | | | |
| | | | | | | | 支払<br>済額 | 支　払<br>義務額 | 計 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

（注）（１）　交付金事業収支及び経費別内訳書の予算額の欄は、交付決定通知書に記載された交付事業に要する経費をいう。

（２）　経費別内訳書の備考の欄には、予算額と決算額とが著しく異なるときにその理由を記載すること。

（３）　用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

Ⅳ　財産一覧表

原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第１８条の財産は、次のとおりである。

（単位：円）

| 財産の名称 | 仕様 | 数量 | 単価 | 金額 | 契　約<br>年月日 | 検　収<br>年月日 | 交付金<br>充当額 | 保管・<br>設置場所 | 耐用<br>年数 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |

（備考）　耐用年数の欄には交付規則第１８条第２項の経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を記載すること。

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第６（第１２条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金事業評価報告書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域特別交

付金にかかる交付金事業の成果の評価について原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第１２条第３項の規定により別紙のとおり報告します。

（注）（１）　別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。

（２）　用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別紙

Ⅰ．事業評価総括表（　　年度）

（単位：円）

| 番号 | 措置名 | 交付金事業の名称 | 交付金事業者名又は間接交付金事業者名 | 交付金事業に要した経費 | 交付金充当額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

（備考）事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ．事業評価個表（　　年度）

| 番号 | 措置名 | 交付金事業の名称 |
|---|---|---|
| | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付金事業者名又は間接交付金事業者名 | | | | | |
| 交付金事業実施場所 | | | | | |
| 交付金事業の概要 | | | | | |
| 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策と目標 | | | | | |
| 事業開始年度 | 年度 | 事業終了（予定）年度 | 年度 | | |
| 事業期間の設定理由 | | | | | |
| | 成果目標 | 成果指標 | | 単位 | 評価年度　年度 |
| | | | 成果実績 | | |
| | | | 目標値 | | |
| | | | 達成度 | | |

<table>
<tr><td rowspan="5">交付金事業の成果目標及び成果実績</td><td colspan="7">評価年度の設定理由</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7">交付金事業の定性的な成果及び評価等</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7">評価に係る第三者機関等の活用の有無</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">交付金事業の活動指標及び活動実績</td><td>活動指標</td><td></td><td>単位</td><td>年度</td><td>年度</td><td>年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>活動実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>活動見込</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>達成度</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">交付金事業の総事業費等</td><td>年度</td><td>年度</td><td>年度</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td>総事業費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>交付金充当額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="5">交付金事業の契約の概要</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>契約の目的</td><td>契約の方法</td><td>契約の相手方</td><td>契約金額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">交付金事業の担当課室</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">交付金事業の評価課室</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（備考）（１）　事業ごとに作成すること。

（２）　番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

（３）　交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。

（４）　交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。

（５）　事業終了（予定）年度の欄は、必ず記載すること。また、事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。

（６）　交付金事業の成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の

欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。

（７）　評価年度の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ、評価年度を記載し、当該評価年度を設定した理由を評価年度の設定理由の欄に記載すること。

なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。

（８）　成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。

なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。

（９）　交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記（６）の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。

（１０）　評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。

（１１）交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。

（１２）交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

（１３）交付金事業の担当課室の欄は、事業を実施した課室、交付金事業の評価課室の欄は、事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。

様式第７（第１４条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金支払請求書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域特別交付金の精算払（第　回概算払）を受けたいので、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第１４条第２項の規定により下記のとおり請求します。

記

１．金　　円也
２．その請求額の内訳
３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

（精算払の場合）

（単位：円）

| 交　付　決　定　額 | 確　定　額<br>① | 概算払受領額<br>② | 差引請求額<br>①－② |
|---|---|---|---|
| | | | |

（概算払の場合）

（単位：円）

| 費　　目 | 交付決定 | | 前回概算払までの | | 今回概算払対象の | | | 前回概算払までの交付金受領額<br>④ | 請求額<br>①＋②＋③－④ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 交付対象経費 | 交付金の額 | 支出経費 | 所要交付金<br>① | 支出経費 | 所要交付金（実績）<br>② | 所要交付金（見込）<br>③ | | |
| １～ｎ．事業名（措置名）<br>イ　事業費<br>（１）工事費<br>（２）用地費及び補償費<br>（３）調査設計費<br>（４）設備費 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （５）調査費、広報費及び研修費<br>（６）維持運営費<br>（７）事業運営費<br>（８）附帯雑費<br>（９）一般事務費<br>ロ　補助金<br>（１）補助金<br>（２）一般事務費<br>ハ　出資金<br>（１）出資金<br>（２）一般事務費<br>ニ　貸付金<br>（１）貸付金<br>（２）一般事務費<br>ホ　基金造成費<br>（１）事業運営基金<br>（２）施設整備基金<br>（３）維持補修基金<br>（４）維持運営基金<br>（５）一般事務費 | | | | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | | | | |

（備考）　該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第８（第１６条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付金の額の確定通知のありました上記交付金について、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第１６条第１項の規定により下記のとおり報告します。

記

１．交付金額（交付規則第１３条第１項による額の確定額）　円
２．交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
　仕入控除税額　円
３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る
　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　円
４．交付金返還相当額（３．－２．）　円

（注）（１）別紙として積算の内訳を添付すること。
（２）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第９（第１８条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金事業財産処分承認申請書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付金の額の確定通知を受けた原子力発電施設等立地地域特別交付金に関する財産の処分の承認を受けたいので、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第１８条第２項の規定により下記のとおり申請します。

記

１．処分しようとする財産及びその理由

| 財産の名称 | 仕　　様 | 処分の方法 | 処分の時期 | 処分の理由 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

（注）（１）処分の方法の欄には、使用、譲渡し、交換、貸付又は担保の提供等の別を記載すること。
（２）処分後に自己使用をする場合はその用途を記載すること。

（３）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

（相手方がある場合）

２．相手方

①　住所

②　氏名

③　使用の目的

④　使用の場所

⑤　使用の条件

⑥　その他特記すべき事項

様式第１０（第２０条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金調書

（単位：円）

| 国 | | 交付金事業者 | | | | | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳出予算科目 | 交付決定の額 | 歳入 | | | 歳出 | | | | | | | |
| | | 科目 | 予算現額 | 収入済額 | 科目 | 予算現額 | うち交付金相当額 | 支出済額 | うち交付金相当額 | 翌年度繰越額 | うち交付金相当額 | |
| | | | | | | | | | | | | |

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。